

新生ふくしま復興推進本部設置要綱（案）

（設置）

第1条 「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」の実現に向け、県民が復興を実感できるよう国や市町村等と緊密な連携を図りながら、全庁一体となって復興・再生の取組を加速していくため、新生ふくしま復興推進本部（以下「復興推進本部」という。）を設置する。

（組織）

第2条 復興推進本部は、本部長、副本部長、本部員及びオブザーバーをもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、復興推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する。

（所掌事務）

第3条 復興推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 復興・再生に向けた計画の一体的な推進に関すること。
- (2) 復興・再生施策の総合調整に関すること。
- (3) 復興・再生に向けた取組に係る年度目標の設定及び進行管理並びに予算の適切な執行管理に関すること。
- (4) その他復興・再生に係る重要事項に関すること。

（会議）

第4条 復興推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第5条 復興推進本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、企画調整部長をもって充てる。
- 3 事務局長は、事務局の事務を総括するとともに、部局横断的な課題や新たな課題等に関する調整を行う権限を有する。
- 4 事務局の分掌事務は、別に事務局運営要領で定める。

(復興推進地方本部等の設置)

第6条 本部長は、復興・再生の円滑かつ適切な実施を図るため、地方振興局に、当該地方振興局の所管区域をその所管区域とする復興推進地方本部(以下「地方本部」という。)を置く。

2 本部長は、復興・再生に関して政府、国会その他関係機関との連絡調整に当てるため、東京事務所に東京支部を置く。

(復興推進地方本部長等)

第7条 地方本部の長は、復興推進地方本部長(以下「地方本部長」という。)とし、地方振興局長をもって充てる。

2 地方本部長は、本部長の命を受け、地方本部の事務を統括し、所班の機関相互の機能につき、総合的な運営を図る。

3 地方本部に復興推進地方副本部長(以下「地方副本部長」という。)を置き、地方振興局次長をもって充てる。

4 地方本部に復興推進地方本部員を置く。復興推進地方本部員は、地方本部長が地方振興局並びに当該地方本部の所管区域の全部又は一部をその所管区域とする県の出先機関及び教育事務所の職員より指名する者をもって充てる。

5 東京支部の長は、東京支部長とし、東京事務所長をもって充てる。

6 東京支部長は、本部長の命を受け、東京支部の事務を統括し、国等との連絡調整に当たる。

(地方本部の組織及び分掌事務)

第8条 地方本部の組織及び分掌事務は、地域の実情に応じて地方本部長が定める。

(本部長への委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、復興推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月11日から施行する。

福島県東日本大震災復旧・復興本部設置要綱は廃止する。

別表

区 分	職 名
本 部 長	知事
副本部長	副知事
本 部 員	直轄理事 安全管理監 総務部長 企画調整部長 生活環境部長 保健福祉部長 商工労働部長 農林水産部長 土木部長 出納局長 企業局長 原子力損害対策担当理事 子育て支援担当理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 観光交流局長 病院局長 教育長 警察本部長
オブザーバー	福島復興再生総局